

社会福祉施設等における防火安全対策について

1 防火管理体制

(1) 管理体制の確立と周知

施設長（管理者）は、施設管理の最高責任者として火災の発生防止に万全の措置を取ることはもちろんのこと、施設長又は防火管理者のみで施設全般にわたって防火管理の完璧を期することは不可能であることから、全職員の理解と協力により防火管理の効果をあげるよう管理体制を確立し、定期的に職員及び入所者等（通所者、利用者を含む。）に周知すること。

(2) 責任分野の明確化

防火上の安全管理については、平素の業務上の責任分担を考慮して、施設全般にわたり、時間、場所及び設備等ごとに責任分野を明確にした管理体制を確立しておくこと。

また、火災発生を未然に防止するため、各部門について火気取締責任者を定めておくこと。

2 火災発生の未然防止

(1) 調度類、寝具類等の防炎化の促進

カーテン、じゅうたん等の調度類については、消防法令で防炎物品の使用が義務付けられているところであるが、布団、毛布、シーツ、枕、枕カバー等の寝具類についても、一定以上の防炎性能を有する製品を使用するように努めること。

(2) 出火防止対策の強化

たばこの吸殻等火気の手扱いについては、職員及び入所者等に対して常日頃から注意を喚起すること。

特に、喫煙については、受動喫煙防止の観点からも喫煙場所の指定などに配慮すること。

また、夜間（休日を含む。）においては、可燃物のあるリネン室、倉庫等人気のない部屋には施錠することとし、夜間勤務者の火気取扱いの注意や巡回を強化することにより火災発生の未然防止を図ること。

3 避難対策等

(1) 避難及び消火訓練の実施

避難及び消火訓練は、施設種別ごとに定められた回数以上を定期的に行い、特に、自力避難が困難な者に対する避難訓練や夜間又は夜間を想定した避難訓練を行うなど、実態に即した実効性のある訓練を実施するよう留意すること。

なお、総合訓練を実施する際には、消防機関の協力を得て行うよう努めるとともに、職員による消火訓練も併せて行い、平素から消防用設備の操作について熟知させておくこと。

(2) 避難路の確保等

入所者等の避難・搬送が容易に行えるよう出火場所に応じた避難路を確保し、職員及び入所者等への周知徹底を図っておくこと。

また、平素から階段、廊下及び通路等の避難経路に障害物を放置しないようにするとともに、防火戸の閉鎖に障害のないようにすること。

なお、自力避難が困難な者の居室は、できる限り避難・搬送の容易な場所とすること。

(3) 防災意識の高揚

職員に対しては、火気の取扱いその他火災予防に関する細心の注意と防災意識の高揚に努めるとともに、入所者等に対しても常日頃から防災に関する意識の啓発に努め、避難訓練等への積極的な参加を図ること。

4 火災発生時の早期通報、動員体制の確保等

(1) 消防機関への早期通報

火災が発生した場合、直ちに消防機関へ通報するとともに、死傷者の発生防止を第一に考えて、入所者等の避難誘導に全力を挙げること。

消防機関への通報は、電話による119番通報と火災報知装置（自動火災報知設備との連動起動がある場合においては自動火災報知設備）を起動させる方法がある。その際、施設に居る者や緊急連絡を受けた者が119番通報等により消防機関に施設のより詳細な状況を提供することも有効であること。

また、夜間に火災が発生した場合、当直職員のみでは消火活動及び全入所者等に対する避難誘導を行うことは極めて難しいので、速やかに火災通報装置などで消防機関へ連絡し、迅速に初期消火・避難誘導ができるようにしておくこと。

(2) 職員動員体制の確立

火災発生時（特に夜間）においては、幹部職員及び施設の近隣に居住する職員を含めた初動体制の確立が重要であるので、火災通報装置による通報システムや職員間の非常連絡系統などを全職員に周知しておくこと。

(3) 消防用設備の維持管理及び可燃物の保管状況等の点検

消火設備、警報設備及び避難設備等は、災害発生時に正常に機能するよう日頃から適切な維持管理を行うとともに、可燃物の保管状況等についても点検をしておくこと。

5 火災発災時の対応

(1) 延焼及び煙拡散の防止や遅延対策

火災室又は火災が発生している区画が危険な状況となる前に火災室等から退避することが重要であるが、退避後に火災室や火災が発生している区画等の扉を閉鎖することは延焼及び煙拡散の防止や遅延を図る効果がある。

(2) 有効な避難誘導

火災時の避難誘導においては、施設利用者等を屋外の安全な地上まで避難させることが基本であるが、自力避難困難な者が多く利用する施設や避難に多くの時間を要する施設においては、バルコニー、防火戸やスプリンクラー等の防火設備の設置状況を考慮した場所（区画）を一時避難場所として活用することも有効な手段である。なお、一時避難場所の選定にあたっては、屋外から進入してくる消防隊等の救助者による救助が可能であり、外部との連絡が可能であることが重要である。また、避難誘導を行う際には、火災室のより近く、避難困難者、火災室の直上階側から優先的に行う。

6 消防機関、近隣施設・住民等との連携協力体制の確保

(1) 消防機関との連携

消防計画の作成、避難訓練の計画・実施等については、消防機関と具体的な協議を行うとともに、併せて、施設の設備、構造及び配置並びに入所者等の特性を十分説明し、施設の実態を踏まえて、消防機関との連携を深めること。

(2) 近隣施設・住民等との協力体制

施設の火災においては、職員のみでの対応が困難な場合が多く、また、救助された者を一時的に収容する場所も必要であるため、近隣に所在する施設、病院等との相互の連携を図るとともに、近隣住民やボランティア組織との協力体制を確保しておくこと。

さらに、近隣施設・住民等との合同訓練の実施や施設で行う避難訓練への参加等を通じて、施設の実態の理解を促し、火災発生時での応援・協力体制の強化に資するよう努めること。

7 その他

(1) 各種訓練記録の整理・保管及び効果的な訓練の実施

防火安全対策のために実施する各種の訓練は、その都度、実施内容・問題点・改善策を整理した記録簿を整備すること。

また、その記録内容を基に次回の実施訓練の計画を立て、平素の訓練がマンネリ化することのないよう実施方法を工夫し、効果的な訓練の実施に努めること。

(2) 過去の防火安全対策に係る国の通知

防火安全対策に関する国の通知は次のとおり。

- ・ 社会福祉施設における防火安全対策の強化について

(昭和 62 年 9 月 18 日付け社施第 107 号社会局長・児童家庭局長通知)

(3) 参考となるホームページ

- ・ 社会福祉施設等における火災対策について(2014 年 7 月消防庁予防課)
www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_17/0723-6.pdf
- ・ 水平避難有効性検証タスクフォース報告書(2016 年 3 月消防庁予防課)
www.fdma.go.jp/neuter/topics/kasaiyobo/2803_houkoku_1.pdf
- ・ 小規模な社会福祉施設における防火安全対策リーフレット
www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2204/pdf/220413_houkoku.pdf